

項目及び概要	頁	根拠
<b>第1 計画策定の目的</b>	1	県
◆法第4条第1項の説明		
<b>第2 計画の期間</b>	1	法定
◆5年間。国基本指針の計画年次と同一		
<b>第3 法令及び計画等との関係</b>	1	県
◆法令のほか、第二種特定鳥獣管理計画等鳥獣保護行政に係る諸計画との関係性の整理		
<b>第4 関係主体の役割の明確化と連携</b>	2	指針
◆県、市町村等の主な役割の整理		
1 国の役割	2	指針
2 県の役割	2	
◆鳥獣保護区等の設定等保護を図る地域の確保、狩猟者等の人的資源の確保、指定鳥獣の指定及び管理の調整、関係機関との調整、調査等の情報の収集等		
3 市町村の役割	3	
◆有害鳥獣の捕獲、被害防止計画に基づく被害防除対策、住民等との連携、捕獲結果等情報の報告		
4 事業者、民間団体、県民	3	
(1) 方針	3	
◆行政以外の団体等の参画の必要性及び県、市町村との連携の例示		
(2) 狩猟者の確保及び育成に関する連携	3	
◆狩猟者の確保等に関する県猟友会との連携		
(3) 銃の安全確保に関する連携	4	
◆射撃に関する技能向上に関する長瀬射撃場の指定管理者との連携		
<b>第5 科学的な知見に基づく施策の推進</b>	4	指針
◆計画の実施に当たり、調査、情報整理、客観的評価に努める		
<b>第6 現状及び課題</b>	4	県
◆①特定の鳥獣の個体数及び生息域の拡大等による鳥獣被害の増加、②管理の担い手の高齢化及び減少、③捕獲等を行う上での目的外の野生生物の保護及び安全確保、狩猟の適正化の推進		
1 現状及び課題	4	
◆現状と課題の整理		
(1) 県内の鳥獣の概要等	4	
◆ニホンジカ、イノシシの増加による植生被害又は農業被害		
(2) 管理の担い手	7	指針
◆狩猟者の減少及び高齢化		
(3) 保護及び安全の確保	9	

赤字は項目を新設したもの  
◆以下は概要

第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の改正概要等

資料2-2

項目及び概要	頁	根拠
◆鳥獣の保護及び安全の確保に向けた鉛製銃弾による影響の抑止等		
(4) 狩猟の適正化	9	↓
◆狩猟の社会的意義の普及及び狩猟における安全の確保		
<b>第7 狩猟者の免許、更新、人材の育成</b>	9	<b>県</b>
◆狩猟者の確保に向けた免許試験の実施、技能の維持向上に向けた研修等の実施		
1 狩猟免許・更新	9	
◆受験機会の確保、教育の実施等		
2 狩猟者技能の維持及び向上	9	
◆若年層、中間層の技能向上		↓
<b>第8 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</b>	10	<b>法定</b>
◆鳥獣保護区等の存続期間の考え方等の基本事項の明示、指定・更新の計画		
1 鳥獣保護区の指定	10	<b>指針</b>
(1) 方針	10	
◆指定及び更新の考え方、指定区分毎の方針		
(2) 本計画中の鳥獣保護区等の指定等の計画	11	
◆更新の計画37か所		
2 特別保護地区の指定及び本計画中の指定計画	13	
(1) 方針等	13	
◆指定及び更新の考え方		
(2) 本計画中の鳥獣保護区等の指定等の計画	14	
◆更新の計画2か所		
3 休猟区の指定及び本計画中の指定計画	14	
(1) 方針	14	
◆指定及び更新の考え方		
(2) 本計画中の休猟区の指定等の計画	15	
◆指定中又は指定予定の地区なし		
4 鳥獣保護区の整備等	15	
(1) 方針	15	
◆標識等を含む保護管理施設の考え方		
(2) 整備計画	15	
◆保護管理施設の計画		↓
<b>第9 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</b>	15	<b>法定</b>
◆人工増殖及び放鳥等の目的等の基本的事項及び放鳥計画の概要		

項目及び概要	頁	根拠
1 鳥獣の人工増殖	15	指針
(1) 狩猟鳥獣の人工増殖		
◆人工増殖の対象及び実施の概要		
(2) 県鳥の人工増殖		
◆人工増殖の対象及び実施の概要		
2 放鳥獣	16	
(1) 方針	16	
◆放鳥の目的及び実施の概要		
(2) 放鳥計画	16	
(3) 放鳥効果測定調査	16	
◆調査の方法		
第10 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	17	法定
◆許可に関する考え方、わなの使用、錯誤捕獲の防止に関する事項		
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17	指針
(1) 許可しない場合の考え方	17	
◆愛玩のための飼養等許可しない事由の列挙		
(2) 許可に当たっての条件の考え方	17	
◆許可に付ける条件の例示		
(3) わなの使用に当たっての許可基準	17	
◆ツキノワグマ、カモシカ等の考慮、くくりわな、とらばさみの運用の厳格化		
(4) 捕獲等又は採取等の実施に当たっての留意事項	18	
(5) 捕獲物又は採取物の処理等	18	
◆捕獲物の処理の原則、豚熱等の感染拡大の場合の対処方針		
(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集	19	
(7) 許可権限の市町村への移譲	19	
◆有害鳥獣の捕獲権限の市町村への移譲		
2 学術研究を目的とする場合	20	
(1) 方針	20	
◆学術目的による捕獲の考え方の概要		
(2) 学術研究	20	
◆学術目的の範囲、対象者等の条件		
(3) 標識調査を目的とする場合	21	
◆対象者、対象鳥獣の規模等の条件		

項目及び概要	頁	根拠
3 鳥獣の保護を目的とする場合	22	
(1) 方針	22	
◆対象となる保護の目的（下記（2）～（4））		
(2) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	22	
◆許可対象者等の許可の条件		
(3) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	22	
◆許可対象者等の許可の条件		
(4) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	23	
◆許可対象者等の許可の条件		
4 鳥獣の管理を目的とする場合	23	
(1) 方針	23	
◆対象となる管理の目的（下記（2）～（3））、有害鳥獣の考え方		
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	24	
◆許可対象者等の許可の条件		
(3) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	25	
◆許可対象者等の許可の条件（国有林内における国職員の追加）		
5 その他特別な事由を目的とする場合	29	
(1) 方針	29	
◆その他の目的の例示（下記（2）～（4））		
(2) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	29	
◆許可対象者等の許可の条件		
(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する目的	29	
◆許可対象者等の許可の条件		
(4) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	30	
◆許可対象者等の許可の条件		
6 鳥類の飼養の適正化	30	
(1) 方針	30	
◆愛玩使用の不許可の原則		
(2) 飼養適正化のための指導内容	30	
◆飼養登録票の交付の適正化		
7 販売禁止鳥獣等	30	
(1) 許可の考え方	30	
◆許可の基本原則		

項目及び概要	頁	根拠
(2) 許可の条件	30	
◆ヤマドリ及びオオタカに関する条件		
<b>第11 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</b>	31	法定
◆特定猟具使用禁止区域等の考え方、指定、更新等の計画		
1 特定猟具使用禁止区域の指定	31	指針
(1) 方針	31	
◆特定猟具使用禁止区域の目的、指定方針		
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	31	
◆指定の要望及び更新計画		
2 特定猟具使用制限区域の指定	33	
(1) 方針	33	
◆特定猟具使用制限区域等の目的		
(2) 指定計画	33	
◆指定等の予定なし		
3 猟区設定のための指導	33	
(1) 方針	33	
◆猟区の目的、指定方針		
(2) 計画	34	
◆指定等の予定なし		
4 指定猟法禁止区域	34	
(1) 方針	34	
◆指定猟法禁止区域（主に鉛製銃弾の禁止）の目的、調整先等		
(2) 現在の指定区域	34	
◆現在3か所を指定		
(3) 指定猟法禁止区域指定計画	34	
◆指定等の予定なし		
<b>第12 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</b>	34	法定
◆特定鳥獣の指定及び管理計画の概要。		
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	35	指針
◆第一種特定鳥獣保護計画作成の方針		
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	35	
(1) 方針及び経緯	35	
◆第二種特定鳥獣の指定方針及びイノシシ、ニホンジカに関する計画の経緯		

項目及び概要	頁	根拠
(2) 第3次第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)のあらまし及び管理の方向性	35	
◆管理計画(イノシシ)の対象地域の拡大、年間捕獲目標等		
(3) 第3次第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)のあらまし及び管理の方向性	36	
◆管理計画(ニホンジカ)の対象地域の拡大、年間捕獲目標等		
3 特定計画の作成に関する事項	37	
◆特定計画の記載事項の概要(下記(1)~(6))、項目(7)(8)		
(1) 計画策定の目的	37	
(2) 対象鳥獣の単位	37	
(3) 計画期間	37	
(4) 対象区域	37	
(5) 計画の目標	38	
(6) 保護又は管理事業	38	
(7) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目	38	
(8) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目	38	
4 計画の作成及び実行手続	38	
◆特定計画作成等の手続等の概要(下記(1)~(6))		
(1) 検討委員会の設置	38	
(2) 関係地方公共団体との協議	39	
(3) 利害関係人の意見の聴取	39	
(4) 計画の決定及び公表・報告	39	
(5) 計画の評価・見直し	39	
(6) 計画の実行体制の整備	39	↓
第13 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	39	法定
◆生息調査等各種調査の計画		
1 基本方針	39	指針
◆法第78条の2に基づく調査		
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	39	
◆主な調査の概要		
(1) 県内希少野生動植物種選定調査	39	
(2) 希少野生動植物種生息状況等調査	39	
(3) オオタカ等生息状況調査	40	
(4) ガンカモ類の生息調査	40	
(5) 狩猟実態調査	40	

項目及び概要	頁	根拠
(6) その他の調査	40	
◆カワウ、シラコバト調査等		
3 鳥獣管理対策調査	41	
◆有害捕獲等で捕獲された個体に関する調査		
(1) 方針	41	
◆イノシシ、ニホンジカ、アライグマについて実施		
(2) 調査の概要	41	
◆捕獲日、捕獲場所等の調査項目		
4 法の諸制度に基づく状況調査	41	
◆諸制度に基づく各種調査の概要		
(1) 狩猟による捕獲等の状況	41	
(2) 狩猟以外(有害鳥獣捕獲等)の捕獲等の状況	41	
(3) 鳥獣保護区等狩猟制限区域の指定・管理のための調査	41	
◆本計画期間中の調査予定地区		↓
<b>第14 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</b>	42	法定
◆研修計画、拠点等の整備計画等の概要		
1 鳥獣行政担当職員	42	指針
(1) 方針	42	
◆職員の配置の考え方、司法警察職員の職務		
(2) 研修計画	42	
2 鳥獣保護管理員	42	
(1) 方針	42	
◆職員の配置の考え方		
(2) 設置計画	42	
(3) 年間活動計画	43	
(4) 研修計画	43	
3 保護及び管理の担い手の育成	43	
(1) 方針	43	
◆狩猟者等の行政職員以外への研修		
(2) 研修計画	44	
<b>(3) 狩猟者の確保及び技能の向上に向けた対策</b>	44	
◆民間団体と連携した狩猟者確保、狩猟免許試験の若い世代向けの配慮等		
4 鳥獣保護管理の総合的な拠点の整備	44	

項目及び概要	頁	根拠
◆鳥獣保護センター、生物多様性センター等の拠点整備等		
5 取締り	45	
(1) 方針	45	
◆取締りの重点項目等		
(2) 年間計画	45	
6 必要な財源の確保	45	
◆狩猟税の充当		
<b>第15 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項</b>	<b>46</b>	<b>指針</b>
◆傷病鳥獣への対応、感染症への対応等鳥獣保護行政において必要なその他の事項の方針等		
1 傷病鳥獣救護	46	<b>指針</b>
(1) 傷病鳥獣救護に関する考え方	46	
◆絶滅のおそれのある種の個体の野生復帰等生物多様性の貢献に重点		
(2) 傷病鳥獣救護への対応	46	
◆対象鳥獣の整理		
(3) 救護体制及び普及啓発	46	
◆体制の概要及び啓発の概要		
(4) 傷病鳥獣の個体の処置	46	
◆処置の方針		
(5) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	47	
◆収容個体への感染症対策に関する対応の概要		
(6) 野生復帰	47	
◆復帰の方針、確認事項、配慮事項等		
(7) 保護管理体制	47	
2 鳥獣への安易な餌付けの防止	48	
◆餌付け防止の趣旨、啓発の必要性		
3 感染症への対応	48	
◆感染症対策の方針、関係部局との連携等		
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	48	
◆野鳥の異常死の早期発見等対応時強化等		
<b>(2) 豚熱及びアフリカ豚熱</b>	<b>48</b>	
◆野生イノシシの感染確認等部局間の連携強化等		
(3) その他感染症	49	
<b>4 放射性物質検査</b>	<b>49</b>	

項目及び概要	頁	根拠
(1) 経緯及び方針	49	
◆野生動物及び食用シカ肉の検査、関連部局との連携		
(2) 概要	49	
◆野生動物はモニタリング調査、出荷する食用シカ肉は全数調査		
5 カラス・ムクドリ等の都市鳥等	49	
(1) 方針	49	
◆都市鳥の対応方針等		
6 住宅地等への大型獣の侵入対応の考え方	50	
(1) 方針	50	
◆大型鳥獣の住宅地等への対応の概要		
(2) 関係機関との連携	50	
◆各主体の役割の整理		
7 鳥獣保護思想の普及	50	
(1) 方針	50	
◆啓発の趣旨、啓発の方法等		
(2) 事業の年間計画	51	
(3) 愛鳥週間行事等の計画	51	
8 野生の生きものとふれあう学校の指定	51	
(1) 方針	51	
◆児童生徒への普及の目的等		
(2) 指定期間及び指定計画	51	
◆指定校の期限及び更新等		
(3) 野生の生きものとふれあう学校に対する指導内容	51	
◆指導の方法等		
9 法令の普及の徹底	51	
(1) 方針	51	
◆周知の概要		
(2) 実施内容	51	
付属資料	53	県